

複写禁止

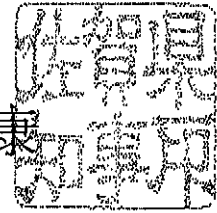
一般廃棄物処理施設設置許可証

平成15年10月30日

住所 大阪市大正区三軒家東二丁目9番10号
氏名 大和紙料株式会社 代表取締役 矢倉義弘
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証明する。

佐賀県知事 古川 康



許可の年月日	平成15年10月30日	許可番号	佐賀県指令15第19号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	圧縮梱包施設(紙くず)		
設置場所	佐賀県唐津市梨川内字河内山1079-106、1079-108、1079-221、5398-20、5398-40、5398-263、5398-264、5398-269、4804-30、4804-99、		
処理能力	120t/日(8時間) 以下余白		
許可の条件	余白		
留意事項	1 施設の設置に当たつては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があつた場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

複写禁止